

地震・火山噴火予知研究の連携と協力に関する協定書~~(案)~~

(趣旨)

第1条 北海道大学大学院理学研究~~院科~~、弘前大学理工学部、東北大学大学院理学研究科、秋田大学工学資源学部、東京大学地震研究所、東京大学大学院理学系研究科、東京工業大学大学院理工学研究科、東京工業大学火山流体研究センター、名古屋大学大学院環境学研究科、京都大学防災研究所、京都大学大学院理学研究科、~~鳥取大学工学部鳥取大学大学院工学研究科~~、高知大学理学部、九州大学大学院理学研究院、鹿児島大学理学部、立命館大学総合理工学研究機構、東海大学海洋研究所(以下、「関連部局」と言う。)は、それぞれの部局及び部局に設置されている関連施設(付表に示す。)の相互の連携と、地震予知及び火山噴火予知研究に関する先端的な研究を実施するために、研究協力協定をむすぶ。

(目的)

第2条 本協定は、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」「地震予知のための新たな観測研究計画(第2次)」及び「第7次火山噴火予知計画」(以下、「建議」と言う。)に基づき、地震予知及び火山噴火予知研究に関し、大学間の連携を緊密にし、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 第2条に定める目的を達成するため、関係部局はネットワーク型研究拠点を形成し、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 建議に基づく地震予知及び火山噴火予知に関わる研究の立案と実施
- (2) 建議に基づく地震予知及び火山噴火予知研究に関わる研究者交流
- (3) 建議に基づく地震予知及び火山噴火予知研究に関わる学部及び大学院学生の交流
- (4) 建議に基づく地震予知及び火山噴火予知に関わる予算案作成及び予算執行

(連携・協力)

第4条 前条に基づく連携・協力の実施にあたっては、全国共同利用研究所である東京大学地震研究所に設置されている地震・火山噴火予知研究協議会を活用して行う。

(有効期間)

第5条 本協定は第1条に示す関連部局の代表者が署名した日に発効し、建議の計画実施期間である平成20年度25年度末まで有効とする。本協定の改訂、修正は、適宜関連部局間の文書に基づく合意によるものとする。また、本協定に参加している関連部局は脱退の少なくとも6ヶ月前までに他関連部局に対して通告することにより、脱退することができる。

付表

関連部局における施設を以下に示す。

北海道大学大学院理学研究[院科](#)附属地震火山研究観測センター
弘前大学理工学部附属地震火山観測所
東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター
東京大学地震研究所附属地震予知研究推進センター
東京大学地震研究所附属地震地殻変動観測センター
東京大学地震研究所附属地震予知情報センター
東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究推進センター
東京大学大学院理学系研究科附属地殻化学実験施設
名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山・防災研究センター
京都大学防災研究所附属地震予知研究センター
京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設
高知大学理学部附属高知地震観測所
九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
鹿児島大学理学部附属西南島弧地震火山観測所
東海大学海洋研究所地震予知研究センター

平成 年 月 日

北海道大学大学院理学研究[院科](#)長

平成 年 月 日
弘前大学理工学部長

平成 年 月 日
東北大学大学院理学研究科長

平成 年 月 日
秋田大学工学資源学部長

平成 年 月 日
東京大学地震研究所長

平成 年 月 日
東京大学大学院理学系研究科長

平成 年 月 日
東京工業大学大学院理工学研究科長

平成 年 月 日
東京工業大学火山流体研究センター長

平成 年 月 日
名古屋大学大学院環境学研究科長

平成 年 月 日
京都大学防災研究所長

平成 年 月 日
京都大学大学院理学研究科長

平成 年 月 日

鳥取大学工学部鳥取大学大学院工学研究科長

平成 年 月 日

高知大学理学部長

平成 年 月 日

九州大学大学院理学研究院長

平成 年 月 日

鹿児島大学理学部長

平成 年 月 日

立命館大学総合理工学研究機構長

平成 年 月 日

東海大学海洋研究所長